

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】 財政悪化リスク相当額の算定方法に係る承認手続の簡素化について
（パブリックコメント）

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は、2019年10月31日、「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件（案）」を公表し、パブリックコメント手続き（11月30日まで意見募集）に付しました。

確定給付企業年金の財政悪化リスク相当額の算定方法を定めた、「リスク算定告示」が公布されてから約2年半が経過し、特別算定方法によるケースが増加する中で、特別算定方法のうちこれまで承認してきた実績がある計算手法の中から、ある程度確立されたものを事前の審査を不要とすることにより、手続の簡素化及び事務負担の軽減を図る目的とされています。これは、事業主等の要望を受け、社会保障審議会企業年金・個人年金部会等の場でも言及されてきたものです。

財政悪化リスク相当額の計算方法のうち、「特別算定方法」は、標準算定方法とは異なり、規約変更に先立って、特別算定方法に係る厚生労働大臣の個別の承認手続きが必要とされています。

今回の改正案の概要は以下のとおりです。

『厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法』として以下のものを定める。

(1) 資産の運用結果により積立金の額が変動することで、積立不足が生じるリスクについては、

- ① 現有資産の資産構成割合ではなく、政策的資産構成割合に基づき算定する方法
- ② 権利義務承継、確定拠出年金への移換、事業所追加等を理由に積立金の額が増減する場合にそれを織り込み算定する方法

(2) 予定利率等の基礎率の変動に伴い債務が変動することで、積立不足が生じるリスクについては、

- ・ 予定利率が1%低下した場合の債務の増加リスクを見込む方法

なお、これらの『厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法』については、リスク算定告示第6条に基づく年金数理人の確認に加え、リスク対応掛金の拠出に係る規約変更時の厚生労働大臣に対する承認申請等において、その算定方法の妥当性を確認することになるものとされています。

また、適用期日等については、以下のとおりとされています。

- ・ 告示日：令和元年12月上旬予定
- ・ 適用日：告示日

(なお、公布日前に既に特別算定方法の申請を行っているものは、改正前のリスク算定告示の例によるものとする。)

- 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件(案)に関する御意見募集(パブリックコメント)について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190251&Mode=0>

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等
(Daily市場レポート、臨時市場レポート、第1特約運用状況)をご覧いた
だくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp